

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2007 新春号

2007年 1月発行 第45号



## 謹 賀 新 年

新年あけましておめでとうございます。

日本経済は堅調な推移をしていますが、昨年は、日本人の心の豊かさや情緒が衰退しているのではないかとと思われる事件や社会の指導的役割を果たすべきところで法令違反の事案が数多く発生しました。

このような社会を少しでもよくするため、人々は各々の分野でその責任を果たしていかなければならないと存じますが、私共も皆様方のご要望に応え、正当な権利を擁護すると共に心豊かで公正な社会を実現するため、その職責を全うしていきたいと存じます。

お蔭さまで事務所も順調に発展しています。本年も皆様のニーズに的確に対応できる体勢を更に充実させ、行き届いた法サービスを提供してまいりますので、何卒ご厚誼いただきますようお願いいたします。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

弁護士 中務 嗣治郎

弁護士 岩城 本臣

弁護士 森 真二

弁護士 加藤 幸江

弁護士 村野 譲二

弁護士 安保 智勇  
(ニューヨーク州、ミシガン州弁護士)

弁護士 中光 弘

弁護士 中務 正裕  
(ニューヨーク州弁護士)

弁護士 村上 創

弁護士 小林 章博

弁護士 中務 尚子  
(ニューヨーク州弁護士)

弁護士 錦野 裕宗

弁護士 鈴木 秋夫

弁護士 小林 幹雄

弁護士 近藤 恭子

弁護士 藤井 康弘

弁護士 國吉 雅男

弁護士 瀧川 佳昌

弁護士 衛藤 祐樹

弁護士 金澤 浩志

弁護士 中野 清登

弁護士 福栄 泰三

弁護士 吉田 伸哉

弁護士 加来 武宜

法務第一部長 寺本 栄

法務第二部長 角口 猛

客員弁護士 川口 富男

客員弁護士 岡村 旦



弁護士  
米国ニューヨーク州弁護士  
**中務 尚子**  
(なかつかさなおこ)

出身大学  
京都大学法学部  
米国ノースウエスタン大学  
ロースクール(LL.M)

経歴  
1994年4月最高裁判所司  
法研修所修了(46期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所  
2005年5月米国ノースウ  
ェスタン大学ロースクール  
卒業  
2005年8月  
Leydig, Voit & Mayer  
法律事務所勤務  
2006年4月  
ニューヨーク州弁護士登録

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、知的所有権、  
家事相続法務

## シカゴの法律事務所にて(留学報告記1)

弁護士 中務 尚子

「Naoko、調子はどう?何か見つかった?」「今のところ大したものは見つかっていない。あなたの方は?」「同じだ。これ、いつになったら終わるんだろうね。」これは、ある朝、隣の部屋のアンシエイト弁護士、Nedと交わした会話です。当時、私たちは、ディスカバリーという証拠開示手続によって、裁判の相手方から入手した書類に目を通す作業をしていました。

アメリカの裁判制度は、日本のそれと異なる点が多々ありますが、なかでも海外で活動する日本企業にとって切実に関係するものにディスカバリー制度があります。ディスカバリーは、「証拠開示」と訳され、簡単には、法廷での裁判が始まる前に当事者間で証拠をやりとりするものです。日本の裁判においては、自分の手持ち証拠から有利なもの、争点に密接に関連するものを取捨選別したうえ裁判所に提出するのが常であり、相手方から強制的に証拠を入手することは限られます。しかし、アメリカでは、弁護士と依頼者間のやりとりなど法で定められた特別の例外を除き、原則として関連する書類のすべてを、恣意的な選別なしに相手方に開示することが義務付けられています。現代の企業が管理する書類、メールなどの電磁的記録は膨大な量にのぼるため、いざ裁判となれば、相手方にこちらの管理下にあった膨大な書類が渡り、他方、相手方からも膨大な量の証拠書類がドーンと送られてくるという按配です。ちなみにアメリカでは各企業において文書管理に極めて重点が置かれ、文書作成、管理マニュアルなるものが事細かに策定されますが、それはこのディスカバリーを十分に意識したものとなっています。

ある日、パートナー弁護士により、私を含む5人のアンシエイト弁護士が駆り出され、このディスカバリーによって入手した書類を検討する作業が始まった次第です。担当裁判官が28日以内に応答書面を提出するよう指示しているというタイトなスケジュール下、例に漏れず、書類は、40万、50万ページという量でした。製薬関係の特許侵害訴訟であり、争点は新規性です。他の弁護士に比べ、読むスピードが遅い私は、足を引っ張りながらの作業でしたが、5人で約3週間かかって終わりました。私はといえば、その間、日本の裁判手続にディスカバリーがなくて本当によかった、これを日本で導入したら、どれだけ裁判が長引くことか、などと考えていました。何時間も何日も同じような証拠書類を読み続け、かつ、ほとんどの書類は、争点と関連性がなかったせいでしょう。そのうえ、アンシエイト弁護士といえども、これだけの時間をかけて書類を選別するとなれば、相当な費用が依頼者にかかってしまうのです。当事者が手持ち証拠のみを提出する日本の裁判は、職業裁判

官による裁判という点と合わさって、それはそれで問題なく機能しているように思いました。

ただ、その後、ディスカバリーが極めて有効に働いている点もあることに気づき、少々考えを改めました。ある営業秘密の不正取得事件が裁判の山場を迎えたときのこと、はたして本当に営業秘密を一方当事者が取得したのか、いかなる方法で取得したのか、などの点が、証拠に基づき、詳細に議論されており、ディスカバリーがなければ入手が不可能に近い類いの証拠があることを随所に見たのです。日本において、営業秘密の不正取得を立証しようとするれば、相当な労力が必要であり、相手方が証拠を隠滅してしまえばもう泣き寝入りというケースもあるかと思えます。また、アメリカの特許侵害訴訟においては、侵害を故意になした場合には、三倍賠償が認められ、主観的意図の立証には相当な力点が置かれます。この侵害故意の立証のためには、状況証拠、内部資料が不可欠であり、ディスカバリーに大いに頼らざるを得ません。ただし、周囲の弁護士に、どのくらいの割合で訴訟上意味ある書類が見つかるのと聞いてみたところ、1、2%ぐらいかなあという答えでした。私も全く同感です。

私がロースクール卒業後、2005年9月より約1年間勤務した、Leydig, Voit & Mayer は、知的財産専門のブティックローファームであって、特許、著作権、不正競争防止法、これらにかかわる訴訟を幅広く扱うシカゴを本拠地とする老舗の法律事務所です。約80名の弁護士と約100名のスタッフを抱え、1893年創立という100年以上の歴史をもっています。千人を超える弁護士を要するようなアメリカ的な大ローファームではなかったからでしょうか、日本の事務所と似た雰囲気がありました。弁護士は個室で執務しており、50階にある私の部屋の窓からは、シカゴのダウンタウンを一望できました。テレビの法律ドラマで見るように、コーヒーを片手に誰かがふらっと部屋にやってきたりもします。ある日、「Naoko、おめでとう!」と言われ、何かと思ったら、ニュースで取り上げられたらしく、黒田清子さん御成婚のことでした。「彼女は愛のために皇籍を捨てたんだねえ。どうしてプリンセスが民間人と結婚すると皇籍を除籍されてしまうの。」と興味津々に質問が続きます。「愛のためにとって、それは。。。」と言葉に詰まる私。まさにアリーマイラブの世界でしょうか。



弁護士

金澤 浩志  
(かなざわ・こうじ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
2004年10月最高裁判所  
司法研修所修了 57期  
中央総合法律事務所入所  
(16年10月)

取扱業務  
企業法務、  
金融法務・ファイナンス、  
M&A・企業再編、  
民事・商事法務

## 信託法改正

弁護士 金澤 浩志

### 1 信託法の改正について

平成18年12月8日、改正信託法案(以下、「改正法」)が参議院本会議で可決されて成立し、同月15日公布されました。信託法は、信託に関する法律関係を規律する基本法ですが、現行信託法(以下、「現行法」)は大正11年に制定されたものですので、本改正は、実に約80年ぶりに行われる抜本改正ということになります。

今日、社会経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く流通する等、現行法制定当時においては想定されていなかったような形態における信託の利用が広まっており、このような時代の変化に即応した法律の改正が待望されておりました。先行して実施された平成16年12月の信託業法改正と相まって、今後は、様々な分野における信託利用ニーズがより一層高まっていくことが予想されます。

### 2 改正の概要

今回の改正は現行法の抜本改正であり、改正点は広範に亘りますが、紙面の都合上、改正における重要なポイントについて以下に挙げたいと思います。

#### (1) 受託者の義務、受益者の権利等に関する規定の整備

私的自治の観点を重視し、信託契約の自由な設計を可能にするため、過度に規制であった現行法を改正して、規制の柔軟化が図られています。

特に、受託者の義務に関しては、信託財産を受託者の固有財産とするといった、形式的には受託者と受益者との利益が相反するような行為であったとしても、このような行為を認めるべき社会的ニーズの存在に鑑み、信託行為において許容する旨の定めがあるときなど実質的に受益者の利益を害するおそれがないときには、これを許容する(忠実義務規定の合理化。改正法第31条2項)あるいは信託事務の処理について第三者に対して委託することができる範囲を拡大する(自己執行義務規定の合理化。改正法第28条)など、従来の規制を緩和する内容の改正が施されています。

このように、私的自治を重視して規制の柔軟化を図る一方で、信託という財産管理制度に対する信頼性を担保する観点から、受益者の権利を保護し、あるいはその権利行使を実効的かつ機動的なものとするための規定が整備されました。

具体的には、信託における受託者の義務として最も重要な忠実義務に関する一般的規定を定める(改正法第30条)、受託者に信託財産に関する帳簿等を作成、保管し、一定の情報を受益者に対して提供すべき義務を課す(改正法第37条)、受益者が多数である場合における権利行使に関し、受益者集会に基づく多数決による

意思決定を許容する(改正法第105条2項)などの改正がなされています。

#### (2) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

上記のとおり、現在では現行法制定当時において想定されていなかったような形態における信託の利用が広まっていることから、このような多様な局面における信託の利用ニーズに応える改正が施されています。

状況の変化に対応して信託の形態を柔軟に再編することができるように、信託の併合・分割の規定が設けられました(改正法第149条以下)。

また、投資信託等一定の場合に限られていた受益権の有価証券化が、信託行為に定めれば一般的に可能であることとされ、いわゆる受益証券発行信託制度が導入されました(改正法第185条以下)。これにより信託を利用した資金調達の可能性が広がることが期待されます。

さらに、信託事務に関する取引より生じる債務についての引き当てを信託財産に限定し、受託者の固有財産がその対象とならない責任財産限定信託制度(改正法第216条以下)が創設されました。実務上においては、各債権者との間で責任財産限定特約を締結する方法により同様の効果を得ることが行われておりましたが、改正法によって信託行為において定め、かつその旨登記することにより、これが可能となります。なお、取引の相手方を保護するために、取引に際しては責任が限定される旨を示す必要があります(改正法第219条)。

また、いわゆる自己信託(委託者が自ら受託者となる信託)も改正法により許容されることとなります(改正法第3条3号)。改正法施行後1年間は当該規定は適用されないということになりました。1年の猶予期間中においては、自己信託制度についての周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱いその他の事項に関する検討その他の所要の措置が講ぜられることとされています。

#### (3) 表記の現代用語化

形式的な面ではありますが、改正法においては条文の平仮名口語体化が図られています。このような現代用語化は、民法、倒産法、会社法等において徐々に実施されており、今般信託法においても約80年ぶりの改正にあたり、このような現代用語化が行われることとなりました。

### 3 まとめ

以上述べて参りましたとおり、今回の信託法の改正は、信託利用ニーズの高まりに合わせて経済界の強い要望の下ようやく実現したものであり、今後の社会経済に欠くことのできない基本法となるものと思われます。



弁護士  
小林 幹雄  
(こばやし・みきお)

出身大学  
立命館大学文学部

経歴  
2000年10月最高裁判所  
司法研修所修了 53期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

2003年9月～2005年7月  
中華人民共和国復旦大学  
留学(語学研修生・大学院聴  
講生)

2006年9月  
関西大学法科大学院  
非常勤講師(中国法)

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、  
中国ビジネス法務

著書・論文  
『中国における外商投資企  
業の労働管理』(「NBL」  
No.828 2006年3月号)、  
『会社の「分支機構」が締結  
した仲裁合意に関する決定  
例2件』(「CIETAC 仲裁事  
例研究」JCAジャーナル  
2006年2月号)、  
JCAジャーナル、国際商事  
法務に仲裁事例、裁判例解  
説記事を複数執筆。

## 中国法務Q&A 第5回 中国の労働法制度について

弁護士 小林 幹雄

本連載では、中国ビジネス法務のポイントをQ&A方式で解説しています。今回のテーマは、「中国の労働法制度」です。

Q1

中国の労働法分野において、重要な法規定にはどのようなものがありますか？

A1

「労働法」やその関連通達のほか、各種の法規定があります。いわゆる地方性法規にも注意が必要です。

中国労働法分野の基本的な法律は1995年1月1日に施行された「労働法」です。同法は労働契約、勤務時間、給与、労働安全衛生等、労働法領域における重要事項を横断的に定めています。また、同法に関する通達である「中華人民共和国労働法の執行を貫徹することの若干問題に関する意見」も重要です。1995年8月4日発布のこの通達は、「労働法」中の用語の定義や具体的手続について規定します。これらのほか、外商投資企業に関する特別法として1994年8月11日に施行された「外商投資企業労働管理規定」のように、重要な関連法規定が数多くあります。なお、国家レベルの法規定だけでなく、地方の人民代表大会やその常務委員会が制定する法規定である「地方性法規」にも注意が必要です。例えば「上海市労働契約条例」など、各地方においては現地の実情に基づいた独自の法規定が定められていることがありますので、現地法人等が現地労働者の採用等を行う際には、現地における地方性法規の存否や内容を確認しなければなりません。

Q2

中国において「労働契約法」の制定作業が進んでいると聞きましたが？

A2

そのとおりです。2006年3月20日には同法の草案が公布され、意見の募集がなされました。

中国では、上記「労働法」の内容を補充する必要性や、労働者の地位に対する保護の要請等を背景として、現在「労働契約法」の制定作業が進められています。草案に対する意見募集に対しては、20万近い意見が寄せられ、同制定作業への関心の高さがうかがわれました。同草案の内容には、退職後の競業禁止期間の制限や経済的補償、派遣労働者利用の一定範囲での制限など、中国に進出する外資系企業にも大きな影響を与えうる様々な事項が含まれています。本稿執筆時点では同法は成立しておらず、また、成立後の労働契約法の内容が必ずしも現草案と全く同じものになるとは限りませんが、いずれにせよ中国に進出している(または進出を考えている)企業としては、同法制定の動向に注意が必要です。

Q3

中国「労働法」及びその関連規定の内容で特徴的な点を教えてください。

A3

労働契約書の作成が必要的である、労働契約最長期間の制限がない、労働契約終了時に経済的補償が要求される事由や金額が定められているなど、特徴的な事項が色々あります。

ここでは、上記のうち、「労働契約書の作成」および「労働契約期間」の点について解説します。

書面契約書の作成が必要である:

労働契約の締結に際し、労働契約書を作成する必要があります(労働法19)。事実上の労働関係が成立しているにも関わらず、使用者が故意に労働契約書を作成しなかった場合、使用者が損害賠償責任等を負担すること

もあります。なお、上記の「労働契約法」草案においては、労働関係が成立しているにも関わらず労働契約書が締結されていない場合、期間の定めのない労働契約が締結されたものとみなす旨の規定が設けられているので注意が必要です。

労働契約最長期間の制限がない:

「労働法」では、固定期間を定める労働契約において、最長期間の制限がありません。従って、長期の固定期間を定めた労働契約を締結することも可能です。他方で、労働契約において、短期の期間を定めて契約を締結し、その後更新することも可能です。但し、当該労働者が満10年以上その企業等で勤務を継続した場合で、かつ引き続き当該労働者と労働契約を締結する場合、同労働者は期間の定めのない契約を締結することを要求することができるものとされています。

Q4

企業秘密である技術等を把握している従業員につき退職後の競業禁止を約定することができますか？

A4

可能です。但し、禁止の期間や経済的補償について注意が必要です。

企業秘密である技術を把握している従業員等一定の従業員が退職したあと、当該従業員が自ら競合する業務を行い、または競合する他社に就職することを禁止する内容の合意を締結することは可能です。これらの合意は、企業の重要な秘密等が他社に流出することを防ぐために行われます。なお、一般的には、これらの合意を締結する場合には競業禁止の期間を定め、また当該労働者に対し、企業からの経済的補償を行う旨を定めておくべきと解されます。上記の事項については、現行の「労働法」は明確な定めを置いておらず、関連する規定に一部の定めをおくに留まりますが、他方で、上述した上海市の地方性法規などは競業禁止期間の制限について定めを置いておらず、その他の地域の地方性法規にも同様の事項を定めているものがあります。最後に、上述した「労働契約法」の草案では、競業禁止義務を定める場合、その期間を最長2年とし、地域的な制限も設けていることに注意が必要です。

Q5

試用期間についてはどのように規定されていますか？

A5

使用者は、最大6か月の試用期間を定めることができるものとされています。しかし、労働契約全体の期間に応じて上限が設けられており、どのような場合にも必ず6か月の試用期間を設けることができるというわけではありません。

「労働法」では、労働契約において試用期間を設けることを認め、他方でその期間は最長でも6か月を超えることができない旨を定めています。但し、具体的にどのくらいの試用期間を定めることができるかについては、労働契約の期間に応じて決まります。例えば、関連する規定上、労働契約の期間が6か月以下の場合、試用期間は15日を超えることができない、等の制限がなされています。また、試用期間については、労働契約の期間に含むものとされています。

「労働法」上、試用期間中、使用者は、当該労働者が採用の条件に合致しないことが証明された場合には、当該労働者を解雇することができる旨定められています。他方、労働者の側も、試用期間内であれば、使用者に通知して即時に労働契約を解除することができるものとされています。

最後に、上述した「労働契約法」の草案では、試用期間につき、その職種毎に認められる試用期間の上限を設けていることに注意が必要です。(筆者注)引用法規は執筆時点のものです。具体的な手続、内容については当事務所にご相談下さい。

### Information 新刊図書を発刊いたしました。

昨年末に、社団法人金融財政事情研究会より、弊事務所編著「金融商品取引ルール実務対策」を発刊いたしました。金融商品に関する各種問題点について、金融商品取引法の成立を踏まえた検討を加えながら解説を行っております。ご購入を希望される方は、弊事務所までお申し出いただきますようお願いいたします。





法務第二部長  
**角口 猛**  
(かどぐち・たけし)

出身大学  
立命館大学法学部

経歴  
1993年中央総合法律事務所  
所入所

主要著作  
「債権回収必携 執行トラブルQ&A」共著  
(経済法令研究会)  
「一問一答 新会社法と金融実務」共著  
(金融財政事情研究会)

## 動産・債権譲渡登記の実務

法務第二部長 角口 猛

### 1 はじめに

債権譲渡登記制度は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)によって創設され、平成10年10月から運用が開始されました。また、動産譲渡登記制度は、同法律の一部を改正する法律(平成16年法律第148号)によって創設され(本改正により「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」と改称)、平成17年10月から運用が開始されております。

法務省の統計によりますと、平成17年の債権譲渡登記等件数は4万5231件、譲渡等に係る債権個数は6878万個で、年々登記件数は増加しております。一方、動産譲渡登記件数は運用開始当初の平成17年10月が14件、11月が35件でありましたが、同年12月には181件となり、譲渡に係る動産個数はこの3か月間で1万4768個に及び、さらなる利用増加が期待されるところです。

以下では、今や日本経済を支える重要な存在となった動産譲渡登記制度および債権譲渡登記制度について、各登記の申請等の手続の概要をご説明します。

### 2 動産・債権譲渡登記の各申請等の手続の概要

#### (1) 動産・債権譲渡登記を扱う登記所

全国の動産・債権譲渡登記に関する各事務を取り扱う登記所として、東京法務局が指定されました。また譲渡人の本店等の所在地を管轄する登記所では、動産譲渡登記事項概要ファイルおよび債権譲渡登記事項概要ファイルに関する各事務を取り扱っています。

#### (2) 登記の種類

動産譲渡登記の種類として、「動産譲渡登記」、「延長登記」および「抹消登記」があります。また債権譲渡登記の種類として、「債権譲渡登記」、「質権設定登記」、「延長登記」および「抹消登記」があります。

#### (3) 登録免許税

動産譲渡登記の登録免許税は1件につき7500円、延長登記は1件につき3000円、抹消登記は1件につき1000円です。債権譲渡登記・質権設定登記の登録免許税は1件につき1件の債権の個数が5000個以下の場合には7500円、5000個を超える場合は1万5000円、延長登記は1件につき3000円、抹消登記は1件につき1000円です。それぞれ収入印紙で納付します。

#### (4) 登記申請の方法

登記の申請は、判決による場合を除き、動産・債権譲渡の譲渡人と譲受人とが共同して申請します。この申請は、動産・債権譲渡登記所に直接出頭するほか、書留郵便による郵送やインターネットを使ってオンラインで申請することもできます。

#### (5) 登記申請の手続

出頭または郵送による登記の申請は、登記申請書に必要な書面を添付して行います。ただし、動産・債権譲渡登記の申請については、申請書・添付書面とともに登記すべき事項等を記録した磁気ディスク(フロッピーディスク等)を提出して行います。登記申請等の様式や申請データの記録方式についての詳しい情報は、法務省民事局のホームページをご覧ください。

#### (6) 登記申請書に添付すべき書面

動産・債権譲渡登記の申請書に添付すべき書面は、申請人が法人であるときは代表者の資格を証する書面(作成後3か月以内)、代理人が申請するときは委任状等の代理権限を証する書面、譲受人については、個人のときはその住所、法人のときは本店等を証する書面、譲渡人(法人に限定)の代表者の印鑑証明書(作成後3か月以内)、動産譲渡登記の存続期間が10年を超えるとき、あるいは債権譲渡登記の存続期間が50年(債務者不特定の債権を含む場合は10年)を超えるときはその存続期間を定めるべき特別の事由があることを証する書面が必要です。

延長登記の申請書に添付すべき書面は、上記書面のうち、、、のほか、譲渡人または譲受人の表示が登記された表示と異なるときはその変更を証する書面が必要です。

抹消登記の申請書に添付すべき書面は、上記書面のうち、、、のほか、譲受人の印鑑証明書(作成後3か月以内)が必要です。

### 3 登記事項概要証明書、概要記録事項証明書および登記事項証明書の交付の請求手続

登記事項の概要(譲渡された動産を特定する事項や譲渡された個々の債権を特定する事項は含みません)を記載した「登記事項概要証明書」または「概要記録事項証明書」の交付は誰でも請求でき、当該申請書に必要な事項を記入し、手数料分の登記印紙を貼って、については動産・債権譲渡登記所に、については譲渡人の本店等の所在地を管轄する登記所に提出します。これに対して、譲渡された動産を特定する事項や譲渡された個々の債権を特定する事項を含む登記事項の全部を証明した書面である「登記事項証明書」の交付の請求は、当該動産・債権の譲渡当事者、利害関係人または譲渡人の使用人だけが請求することができます。この場合、法人が申請人であるときは代表者の資格証明書、代理人が申請するときは代理権限を証する書面、申請人の印鑑証明書のほか、利害関係人や譲渡人の使用人が申請人であるときはその旨を証する書面を添付して申請しなければなりません。当該申請書に必要な事項を記入し、手数料分の登記印紙を貼ったうえで、必要書類を添えて、動産・債権譲渡登記所に提出します。



弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

前  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

現在  
財団法人国際民事法センター理事

取扱業務  
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

## 裁判エッセイ 20

### 「神は細部に宿る」

### 鳥居民著「昭和二十年」と裁判

「神は細部に宿る」は、ドイツの有名な建築家ミース・ファン・デル・ローエが広めた言葉として知られています。その意味は、作品において破綻のない細部こそが人を感動させる形を作り出す、というにあります。この言葉は、建築物や彫刻や工芸品の価値を理解する上で、重要な着眼点を示していて、説得力があります。

著作についてこの言葉が妥当する好例は、鳥居民「昭和二十年」(草思社刊)でありましょう。昭和20年の1年間を1月1日からずっと追っていき、12月31日までそれぞれの日に生じた事柄を細かく書き続けていくという体裁の現代史です。8月15日までを第1部として、現在11巻まで出ています。第1巻が出たのは昭和60年8月15日ですから、すでに20年越しに書き続けられているのです。

昭和20年のある1日を扱っても、その原因となる出来事は、昭和初年に生じた事柄であることがあり、更にその原因は明治、大正のことであるとすると、それにも詳しく言及していきます。一昨日があつて、昨日があるから、今日があるとリンクしますから、おのずから太平洋戦争を中心とする現代史、昭和史になっています。

その基になっている史料は、当時枢要の立場にあった人達の日記から学生、小学生の日記、手紙に始まって、ありとあらゆる史料を事細かに分析し、羅列し、そこから事実を紡ぎ出していきますから、まさに昭和史の「神が宿るべき細部」が浮き彫りにされていきます。史料が語る事実がほとんどですが、史料の欠けているところでは、著者の推測、仮定がほどこされます。例えば、ある時の天皇と重臣との会話などが記録されていることがあるとしても、手にはいるはずがないので、前後の状況からその時の会話の内容はこのようなものであつたはずである式の推測がされるのですが、必要があつて、しかも相当の確度があるときにのみ、根拠を示して推測がされていますから、むやみな憶測が羅列されているものではありません。このように細部で終始するとはいえ、全体を眺望する視点も持っていますから、大きな流れも掴めます。

作家の井上ひさしは、この本について「私の印象はこうです。ここにもものすごい望遠レンズと、ものすごい接写レンズを備えた高精度のカメラがあつて、このカメラはどこへでも飛び、どこへでもぐり込む、たいへん魔術的なカメラです。そして東西南北上下左右自在に動くのですが、しかもそのカメラは、巨大なアーカイブ、記憶の倉庫を内蔵している。ですから、カメラがあるところに動くと、自動的に貯蔵庫から必要な記憶が出てくる。そのカメラで昭和二十年のあらゆるところ、世界の果てまで飛びながら写していくというこの作者の働きの裏には、恐るべき史料の読み込みがあつたに違いない」(丸谷オ一対談集「おつとりと論じよう」文藝春秋刊)と言っていますが、けだし適言です。

司馬遼太郎は、坂本龍馬のような魅力ある人物に活躍させて時代を描きましたので、人物の

魅力に惹かれて、読みやすい近代日本史ができているのですが、鳥居民は、群像的、集団的に人物を羅列していくという方法をとっています。そして戦争開始以前から戦争中の政治や政治家、軍部や軍人のありのままの姿を活写していますので、その人達や組織の堅さ、狭量、洞察力の無さ、おろかさ等が浮かび上がることになり、読んでいて情けなく、つらく、腹立たしくなることもしばしばです。空襲の悲惨や疎開の苦勞等戦時中の世相も活写されていますし、米軍側からの視点もありますので、資料としても網羅的に完備しているといえるのです。

実は司馬遼太郎も昭和史に多大の関心を持っていて、むしろ昭和史への関心が近代日本史を書くことにさせたのに、昭和には興味を惹く個人を見つけることができなかつたから、個人を活躍させるという方法では昭和史が書けなかつたのだ、というのが、丸谷オ一の観察です(前掲対談集)。ですから司馬遼太郎は昭和史を、歴史小説ではなく、文藝春秋の巻頭随筆等の短編によって断片的に書いていったのです。

司馬遼太郎が網羅的には書けなかつた事柄を、鳥居民が独自の方法で書き上げて見事というのが本書でありましょう。

裁判では、紛争の原因である過去の事実が対象になります。過去の事実を認定していく中で、原告、被告のどちらの言い分が正しいかを判定するのが裁判です。

過去の事実の認定に当たって用いる資料は法廷に提出される証拠ですが、そうした証拠から事実を認定する方法が、まさに鳥居民が著述した方法なのだと思います。そして「神は細部に宿る」という思想のもとに、破綻のない細部を彫り上げるのが裁判だということが出来ます。消え去つた過去の時間の中から彫り上げていくのですから、簡単なことではありませんし、細かいことを逐一認定していくことは、一見無駄なように見えますが、細部をとことんまで積み上げていくと、曖昧に見える過去から、真実はこれしかないという形でくつきりと事実が立ち現れるのです。木彫りが、小さな彫りを重ねることから立ち現れるようなものです。

過去を対象にしますから、必要な資料が欠けていることがありますが、そういうときには、歴史家のように「そのことについては語らない」という態度をとって必要ない資料ができませんから、推測や仮説のもとに事実を推定していくことも大切で、この方法は「昭和二十年」でも採られているところでは、

ただ細部のみを見ていては、木を見て森を見ないおそれがありますから、大きく概観することも欠かせません。要するに「巨細(こさい)に見る」ことが大切なのですが、「昭和二十年」では、細部を重視することを基本とした上で、また大きくも見るという方法が採られています。この著述態度が実は、裁判の要諦でもあります。そして裁判に関わる裁判官、検察官、弁護士の法曹三者はそれぞれ、井上ひさしの言うようなレンズ付きのカメラを持ってほしいものです。



税理士 岡山 栄雄 (おかやま・えいお)

出身学校 高知学芸高等学校 関西学院大学経済学部

出身地 高知県四万十市

主な経歴 大阪国税局 総務部 企画課長 大阪国税局 査察部 管理課長 大阪国税局 査察部 次長 国税不服審判所 審理部 副審判官 福知山税務署 署長 南 税務署 署長

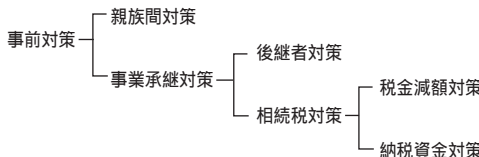
事務所 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル6階603号 TEL 06-6363-2063 FAX 06-6363-2067

# 明るい事業承継の事前対策

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

近年、オーナー企業の顧問先から事業承継の事前対策に関する相談が多く、当事務所でも種々の検討をしています。また、私が過去に税務署の署長、副署長をしていたとき、事業承継や相続税の問題で、親子間、兄弟間など親族間のトラブルに幾度となく遭遇した記憶があります。

これまで事業承継の事前対策といえば、相続税の節税対策が中心となっていました。しかし私は、明るい事業承継のための事前対策は、親族間対策、後継者対策、相続税対策の三つの面で対策をする必要があると思っています。



## 1 親族間対策

親族間対策としては、親族全員が仲良く融和する「親族融和対策」事業を継続的に承継する「事業承継対策」があります。

私は、長く税務の世界に勤務しましたので、いろいろな相続に絡む親族の醜い争いを見てきました。いわゆる「争族」といわれるものです。親族間の争いが余りにも激しいので、果たして親が子供に財産や事業を残すことが幸せなことかどうか考えさせられたことが多々ありました。事業を承継することや財産を相続することにおいて、一番大切なことは、親族同士が仲良くみんなが幸せになることです。

オーナー一族が良好な関係を維持するためには、日ごろから親族間の意思の疎通を図るとともに、親がしっかりとした考え方を示すことが大切です。そのため、相続時精算課税制度などを利用して「生前贈与」を行うこと、「遺言書」を作成してトラブルを防止すること、また「財産分割書」の文案を作っておくことなど、子供に対して財産の配分方法を明確にしておくことです。

## 2 後継者対策

後継者対策としては、事業を発展させ経営権を確立する「経営権承継対策」事業を継続させ後継者を育成する「後継者育成対策」があります。

相続税対策として、自社株をたくさんの親族に贈与していくケースがよくあります。結果として株式が多くの人の名義に分散し、会社の経営支配権の確保で困っている後継者がいます。事業承継として一番大事なことは、後継者一族に自社株を集中させ、経営権をスムーズに承継することです。

また私は、オーナー企業においては、子供に社長職を譲って会長となる年齢は70歳前後が一番良いと考えています。丁度その頃、子供が40歳ぐらいになりますので、その後の10年間は、会長として子供の後ろ盾となって、後継者育成ができる良い年齢だと思っています。

## 3 相続税対策

相続税対策としては、相続税を合法的に減額する「税金減額対策」相続人の納税資金を捻出する「納税資金対策」があります。

主な税金減額対策としては、次の方法があります。 自社又は所有株式の評価をして相続税評価額を把握する 贈与税の基礎控除などを考慮して後継者に生前贈与する 株価が安い場合には相続時精算課税制度を利用して株式を移転する

主な納税資金対策としては、次の方法があります。 退職金や退職慰労金を最大限支払って個人資産を充実させる 税金対策として有利な生命保険や損害保険に加入する

会社が個人の株式を購入して法人資金を個人に移転する

事業承継の事前対策は、後継者対策とともに、合法的かつ計画的な相続税対策を実行することが大切です。後継者対策や相続税対策を先送りしてきた結果、相続を開始した時点で後継者が非常に苦労したという話はよくあることです。

新年の節目に当たって、企業のオーナーは、自分の会社の「株主評価額」を計算するほか、自己資産の「財産分割書」を作成してみたいかがでしょうか。その結果、すべてのオーナー企業にとって、親族みんなが仲良く、そして関係者全員の未来が明るくなるような事業承継を目指して欲しいものです。

大阪事務所



弁護士法人 中央総合法律事務所

http://www.clo.jp

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階 TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階 TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



### 所属弁護士等

- 弁護士 中務 嗣治郎 弁護士 岩城 本臣 弁護士 森 真二 弁護士 加藤 幸江 弁護士 村野 譲二 弁護士 安保 智勇 弁護士 中光 弘 弁護士 中務 正裕 弁護士 村上 創 弁護士 小林 章博 弁護士 中務 尚子 弁護士 錦野 裕宗 弁護士 鈴木 秋夫 弁護士 小林 幹雄 弁護士 近藤 恭子 弁護士 藤井 康弘 弁護士 國吉 雅男 弁護士 瀧川 佳昌 弁護士 衛藤 祐樹 弁護士 金澤 浩志 弁護士 中野 清登 弁護士 福栄 泰三 弁護士 吉田 伸哉 弁護士 加来 武宜 弁護士 川口 富男 弁護士 岡村 旦 法務第一部長 寺本 栄 法務第二部長 角口 猛